

軽自動車税(種別割) 身体障害者等に対する減免について

嬭恋村では、身体障害者・戦傷病者・知的障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」といいます。)で一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免となります。

なお、自動車税(県税)の減免制度については、自動車税事務所、各県税事務所又は行政県税事務所(県税課)へお問い合わせください。

◎ 減免の対象となる範囲

減免の対象となる範囲は、身体障害者等の区分によりそれぞれ次表のとおり限定されています。

区分	軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者	該当する障害の程度	軽自動車等の使用目的
身体障害者	本人	本人	別表1(ア)の等級に該当する場合	身体障害者等の通学・通院・通所・生業・もしくは日常生活のため ※身体障害者等本人が、実際に乗車し、移動する場合(運転又は同乗)のみ減免対象となります。
		生計を一にする方又は常時介護する方	別表2(ア)の等級に該当する場合	
	生計を一にする方	本人	別表1(ア)の等級に該当する場合	
		生計を一にする方	別表2(ア)の等級に該当する場合	
戦傷病者	本人	本人	別表1(イ)の等級に該当する場合	
		生計を一にする方又は常時介護する方	別表2(イ)の等級に該当する場合	
	生計を一にする方	本人	別表1(イ)の等級に該当する場合	
		生計を一にする方	別表2(イ)の等級に該当する場合	
知的障害者	本人	本人	重度の知的障害者で療育手帳に「A」判定の表示がある場合	
		生計を一にする方又は常時介護する方		
	生計を一にする方	本人		
		生計を一にする方		
精神障害者	本人	本人	精神障害者保健福祉手帳に「一級」判定の表示があり、かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」が交付されている場合	
		生計を一にする方又は常時介護する方		
	生計を一にする方	本人		
		生計を一にする方		

(注)①「軽自動車等」とは、原動機付自転車、軽自動車(二輪のもの、三輪のもの、四輪のもの<乗用・貨物>)小型特殊自動車及び二輪の小型自動車のことです。

②「軽自動車等の所有者」とは、軽自動車等の登録上の所有者をいい、具体的には車検証(自動車検査証等)の所有者・使用者欄(所有権留保の場合は使用者の欄)に記載されている方です。

③「生計を一にする方」とは、原則として同一世帯の方です。

④「常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方です。

⑤身体障害者の等級を判断する場合、障害の部位が複数あるときは、総合等級を各障害にあてはめて判定を行います。

◎ 注意していただくこと

- 1 課税の期日である4月1日現在において、身体障害者等の障害の程度が該当していなければなりません。
- 2 身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免は、身体障害者等1人に対して主として使用する軽自動車等1台(普通自動車等含む)に限られます。そのため、減免を受けている方が新たに取得する軽自動車等の軽自動車税(種別割)の減免を受けようとする場合には、既に減免を受けている軽自動車等を抹消登録又は移転登録する必要があります。
- 3 自動車検査証又は軽自動車届出済証に「事業用」と記載されているものは、減免の対象となりません。

◎ 減免申請の手続き（窓口での申請に限ります）

課税期日の4月1日現在において、定置場が孺恋村であり、軽自動車検査協会群馬事務所（三輪、四輪の軽自動車）、関東運輸局群馬支局（二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車）、孺恋村役場（原動機付自転車）に登録がある軽自動車等をお持ちの方は、納期限日（5月末日）の7日前までの開庁日に孺恋村役場税務会計課で減免の申請をしてください。

◎ 減免申請に必要な書類等

1 必ず必要なもの

① 手帳等

身体障害者	戦傷病者	知的障害者	精神障害者
身体障害者手帳	戦傷病者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証

② 軽自動車税（種別割）減免申請書（窓口にあります）

③ 減免を受けようとする軽自動車等を運転される方の運転免許証又はそのコピー（表裏両面）

④ 自動車検査証又は軽自動車届出済証又はそのコピー

⑤ 個人番号カード または通知カード

2 一定の場合に必要なもの（上記1の他に必要となる書類）

○ これまでに減免を受けていた自動車等がある場合：その自動車等を手放したことを証する書類（「抹消登録証明書」等）

○ 生計を一にする方が運転又は軽自動車等を所有する場合、生計同一証明書は原則不要です。ただし、隣接地にお住まい等、住民票登録上の世帯が一致しない場合は、生計同一の証明書が必要です。

○ 常時介護する方が運転する場合は常時介護の証明書

※ 上記のほか、必要に応じてその他の書類等を提出していただく場合があります。

◎ 翌年度も継続して減免を希望される場合

減免が承認された翌年度以降も、継続して減免を希望される方についても、毎年度減免申請していただく必要があります。減免承認は、自動更新されませんのでご注意ください。

◎ 減免についての問い合わせ先

孺恋村役場 税務会計課 軽自動車税担当 TEL0279-96-0513

身体障害者等の減免の対象となる障害の範囲

別表1 身体障害者等本人が運転する場合

が減免対象です。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
喉頭摘出による音声機能障害							
上肢機能障害							
下肢機能障害							
体幹機能障害							
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能						
	移動機能						
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
ぼうこう又は直腸の機能障害							
小腸の機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
肝臓機能障害							


(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害										
聴覚障害										
平衡機能障害										
喉頭摘出による音声機能障害										
上肢機能障害										
下肢機能障害										
体幹機能障害										
心臓機能障害										
じん臓機能障害										
呼吸器機能障害										
ぼうこう又は直腸の機能障害										
小腸の機能障害										
肝臓機能障害										

戦傷病者手帳の等級欄の記載について

- ・旧として表示してある場合の第7項症は本表の第一款症、旧第1款症は本表の第2款症
- ・旧第2款症は本表の第3款症、したがって、旧第3款症は該当しません。

別表2 生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合

が減免対象です。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
喉頭摘出による音声機能障害						
上肢機能障害						
下肢機能障害						
体幹機能障害						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能					
	移動機能					
心臓機能障害						
じん臓機能障害						
呼吸器機能障害						
ぼうこう又は直腸の機能障害						
小腸の機能障害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝臓機能障害						

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害										
聴覚障害										
平衡機能障害										
喉頭摘出による音声機能障害										
上肢機能障害										
下肢機能障害										
体幹機能障害										
心臓機能障害										
じん臓機能障害										
呼吸器機能障害										
ぼうこう又は直腸の機能障害										
小腸の機能障害										
肝臓機能障害										